川崎　司　小島　幸江　佐藤　太一
三井　武彦　八板　修
従六位に叙する（各通）
浅見　謙二　大沼　潤　原野　中
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上九月十日）
渡邊純一郎
従四位に叙する（九月十一日）
阿部　昭武
従五位に叙する（各通）
徳永　春好
従六位に叙する（以上九月十二日）
井上　利男
松本　光雄
従六位に叙する（九月十四日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（九月八日）
中山　賢二
早野　貫一
藤井　一良
旭日単光章を授ける（各通）（九月九日）
榎本　與助
旭日小綬章を授ける
新谷　保雄
旭日単光章を授ける（以上九月十日）
古田島祐豊
五十嵐年和
旭日単光章を授ける（各通）（九月十一日）
井上　利男
旭日双光章を授ける

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
鳥取市気高町宝木字母木高濱一五六二番三九から同市気高町宝木字母木高濱一五六二番一九まで	
鳥取県岩美郡岩美町大字恩志字桑谷一三八番二から同町大字恩志字桑谷一四二番一まで	
鳥取市千代水三丁目一三七番から同市千代水三丁目一三〇番まで	

(四)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日

令和七年十月十五日

(七)　図面縦覧場所

中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、スペインの国祭日につき、十月十日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

齋藤　貢　関町　芳弘
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月十二日）
郷　勝征
瑞宝小綬章を授ける
多井中辰夫
福田　義興　松本　伸介　宮崎　松夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
田淵　憲治　寺内　進
宮田　政輝　山崎　雅明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月八日）
池端　良仁　市原　安明　上口　勝弘
高橋　勇一　田代　克巳　山城　将広
瑞宝双光章を授ける（各通）
菊地　善信　多勢　明　道下　和彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月九日）
佐藤　太一　畑　宏明　原野　中
瑞宝双光章を授ける（各通）
浅見　謙二　菊池　久志　笹沢　誠
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十日）
渡邉　嘉藏
瑞宝双光章を授ける（九月十二日）

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十九号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
鳥取県八頭郡八頭町桜ヶ丘字沖穴田一三六五番一から同町安井宿字家ノ前四七九番八まで	
鳥取県八頭郡八頭町徳丸字下郡原六三〇番一から同町徳丸字下郡原六三一番二まで	

(四)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日

令和七年十月十五日

(七)　図面縦覧場所

中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所